

ミナト 消費者だより



港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)

新成人・新社会人の皆さん、ご存知ですか？悪質商法のターゲット

1 若者（20歳～29歳）の消費生活相談で多い内容は？

悪質商法は、社会経験の少なさに乘じてきます。新成人・新社会人の皆さんには十分注意しましょう。港区の令和6年度の相談内容を見てみると、下表のとおりです。20-29歳の相談総件数224件のうち68件（30%）を占めます。今回は「美容」と副業などの「お金の稼ぎ方」に関する相談について見てみましょう。※「賃貸アパート」などの相談は消費者だより251号をご参照ください。

港区での賃貸・美容・お金の稼ぎ方に関する相談（令和6年度、20歳～29歳）

相談種別	相談内容とPIO-NETシステムの分類	件数
「美容」に関するもの	内容：美容医療、医療脱毛、脱毛エステ、施設の閉鎖・倒産等 分類：保健・福祉サービス	28
「賃貸アパート」など暮らしに関するもの	相談内容：賃貸アパート等の契約、退去費用、家賃値上げ等 分類：レンタル・リース・貸借	23
「お金の稼ぎ方」に関するもの	アフィリエイトサポート、副業・副業詐欺、就業サポート等 分類：教養・娯楽サービス、他の役務、内職・副業・ねずみ講	17
合 計		68



港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜～金曜（電話・来所）、土曜（電話のみ）※祝日、年末年始を除く
午前 9時30分～午後4時まで

代表電話 TEL 03-3456-4159



港区ホームページ

詳しくは
ホームページを
チェック!
こちら

2 「美容」に関するトラブル事例と注意点

事例

ネットで“無料体験脱毛エステ”的広告を見つけ、予約して、無料の施術を受けました。その後、別室で1年間有効な全身脱毛のコースを“キャンペーン割引は今日まで”と強く勧められ、断りづらく、契約してしまいました。毎月、高額な支払いは無理と感じ、翌月、契約の解除を申し入れましたが、クーリング・オフは認めてもらえず、予想外に高額な解約手数料を請求されました。

！ 注意点

1. 強引な勧誘や「あなただけ特別割引」等の甘い言葉に惑わされず、その場で契約せず、見積書、施術プラン等「書面」を持ち帰ってしっかり検討しましょう。
2. 契約書の内容は、クーリング・オフの可否、中途解約・返金条件などを確認しましょう。
3. 分割払いにすると被害金額が高額になりやすいので、注意しましょう。



3 「お金の稼ぎ方」に関するトラブル事例と注意点

事例

SNSで、「1日10分で月数万円稼げる」と副業プログラムの広告がポップアップしたので、「詳細を見る」をクリックしました。個人間の無料通話アプリに誘導され、情報商材の購入を勧められました。迷っていると“必ず儲かる”“すぐに元が取れる”と甘い言葉で誘われ、消費者金融で借りて、高額な契約をしましたが、まったく儲からず、借金だけが残りました。

※FX取引や暗号資産などの投資の取引では、偽の実績データを見せ、「システムが自動で売買してくれる」、「必ず儲かる」と勧誘するケースもあります。実際に契約すると、利益も元金も引き出せず、さらにお金を請求されるような事案もありますので、十分注意しましょう。



！ 注意点

1. “簡単に稼げる”“必ず儲かる”などのうまい話には要注意です。簡単に稼げる仕事はありません。また、投資などには元本割れなどのリスクがあります。
2. 実際にあったこともないSNSや無料アプリでの知人・友人は信頼できますか？もし、SNSのアカウントが削除されると連絡も取れなくなりますので、要注意です。
3. 特に、借金をさせる勧誘には要注意です。
4. その場の雰囲気で、契約やお金の支払いはせずに、早めに家族や消費者センターに相談しましょう。